

成年後見制度利用促進 ニュースレターIN埼玉

第8号



発行/埼玉県、埼玉県社会福祉協議会

彩の国  埼玉県

埼玉県と埼玉県社会福祉協議会では令和2年度から、年に数回ニュースレターを共同発行し、成年後見制度利用促進に向けた県内の取組状況等をお知らせしています。

第8号では、県と県社協が4月に実施した成年後見に関する調査結果の概要や、5月31日に開催した令和4年度埼玉県成年後見制度利用促進協議会についてお伝えします。

～本号の掲載内容～

- 県調査結果・市町村における成年後見制度利用状況等調査結果から見る体制整備状況 (P1～P2)
- 県社協調査結果・市町村社協における成年後見制度利用状況等調査結果 (P2～P3)
- 成年後見制度に関する市町村からの問い合わせより (P3～P4)
- お知らせ 県及び県社協の取組みについて (P4)
- 令和4年度埼玉県成年後見制度利用促進協議会の開催報告 (P5～P6)
- 家庭裁判所・県・県社協 連絡先 (P6)







県調査結果

市町村における成年後見制度利用状況等調査結果から見る体制整備状況

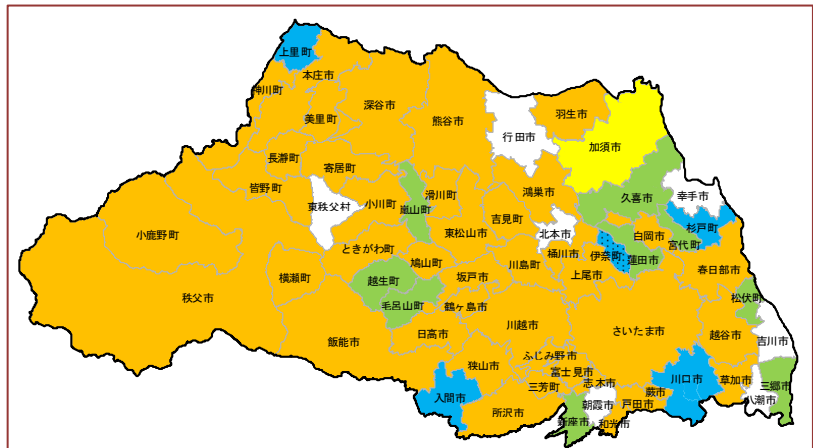
基本計画、中核機関、合議体についてピックアップしました。中核機関については、6月1日時点での更新情報です。第二期基本計画のK P Iでは、市町村における基本計画の策定、中核機関の整備について、令和6年度までの達成が求められています。時期未定の市町村には、早急に関係課所・機関との協議を開始し、整備内容の検討を進める必要があります。

本県の中核機関の設置状況を全国の中で見ると、令和3年度10月時点では全国平均とほぼ同水準でしたが、今後は全国平均を下回ることがほぼ確実です。体制整備に関する御相談がありましたら、まずは県・県社協へ御一報ください。随時、訪問もさせていただきます。




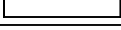
<基本計画策定状況(R4.4.1)>

策定済	41市町村	
令和4年度	1市町村	
令和5年度	9市町村	
令和6年度	4市町村	
令和7年度	1市町村	
時期未定	7市町村	
※施行予定年度で作成		

- 策定済市町村:65%
(策定済または予定あり:88.9%)

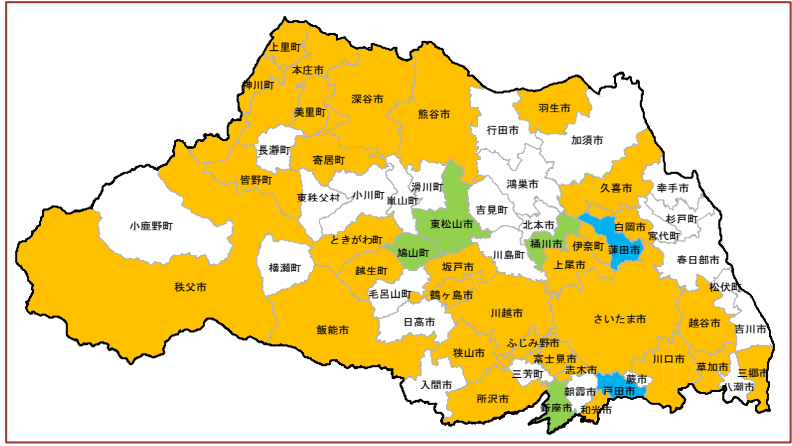


＜中核機関設置状況(更新版:R4.6.1)＞






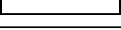
中核機関設置済	31市町村	
令和5年度予定	4市町村	
令和6年度予定	2市町村	
時期未定	26市町村	

※6月1日付で所沢市に中核機関が設置されましたので、追加しました。

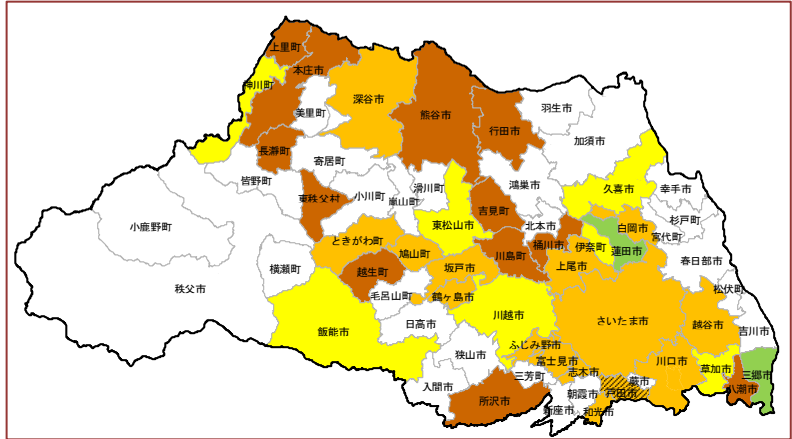
●設置済市町村:49.2%
(設置済または予定あり:58.7%)



＜協議会等の合議体設置状況(R4.4.1)＞

設置済	14市町村	
R4設置予定	7市町村	
R5設置予定	2市町村	
検討中	12市町村	
地域の合議体に参加	1市町村	
未定	27市町村	

●設置済市町村(地域の合議体に参加含む):23.8%
(設置済または設置予定あり:36.5%)
(同及び検討中57.1%)



令和4年度埼玉県成年後見制度利用促進状況等調査の集計結果は、「暫定版」を5月31日の県協議会の資料として配布したところです。テーマごとにエクセルでシートを分けて、検索できるように作成しました。ソート、並び替えなども可能ですので、他市町村の情報収集、利用促進、体制整備の取組に御活用ください。

県社協調査結果

本調査は市町村社協における法人後見や市民後見人養成、中核機関の受託等の取組状況や課題を把握し、今後の体制整備に活かすことを目的として実施しました。

市町村社協における成年後見制度利用状況等調査結果

＜法人後見等の実施状況＞

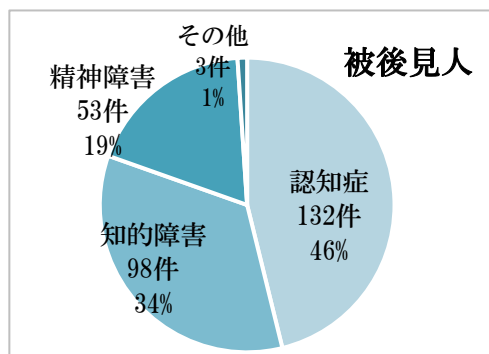
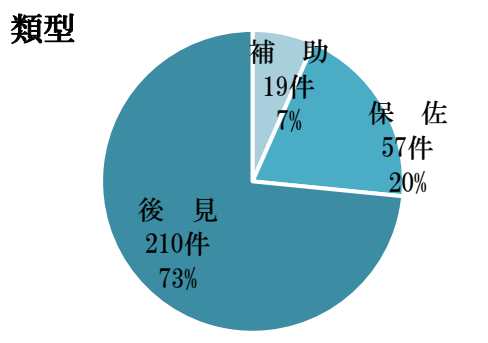
・法人後見の実施社協数は35か所で、県内市町村社協の実施率は56%と過半数を超えました。「基本計画」が施行された平成29年の21か所から12か所増え、1.6倍になりました。また、受任件数も平成29年の144件から142件増え286件となっています。

市町村社協の法人後見実施状況



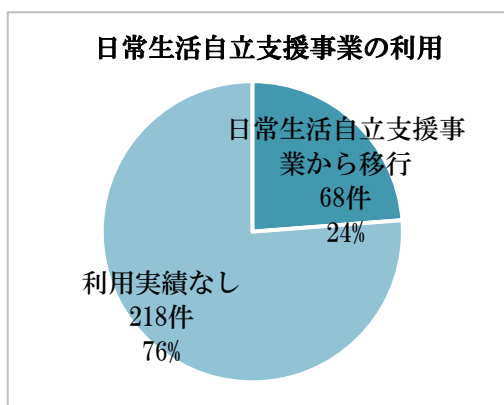
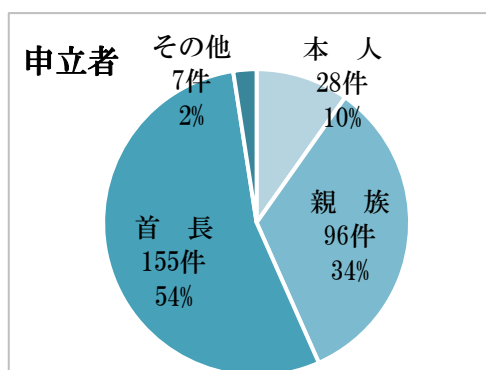
【受任事案の内容】

○受任事案の類型は、「後見」が210件（73%）で最も多く、「保佐」57件（20%）、「補助」19件（7%）となりました。



○被後見人は、認知症の方が132件（46%）で、約半数を占めており、次いで知的障害の方98件（34%）、精神障害の方53件（19%）の順になっています。

○申立者は、首長申立155件（54%）が、最も多く、次いで親族申立が96件（34%）本人申立28件（10%）となっています。



○日常生活自立支援事業からの移行については、68件（24%）でした。同事業から成年後見制度への移行のタイミングが難しいという声も上がっていますが、利用者にとって最適な支援を検討することが必要です。

【市民後見人の養成】

市民後見人養成研修を行政から受託している社協（過去に受託していたところを含む）は25か所で昨年度と同数となりました。本年度に養成研修を実施する予定がある社協は10か所であり、うち3か所は共同での実施となっています。養成研修修了者は1,198人で昨年度の1,071人から127人増えました。過去5年間では、最も多い人数でした。一方、市民後見人候補者登録者数は399人でした。

成年後見制度に関する市町村からの問い合わせより

県あてに4月以来寄せられた質問から、紹介します。

質問①「中核機関と成年後見センター等（以下「センター」という）の違いを教えてください」

回答①「中核機関の機能については、国の第一期基本計画の第3章（2）「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」（P9～）を御覧ください。中核機関は「地域連携ネットワーク」の司令塔でありコーディネートを行う機関として位置付けられます。4つの機能のうち、当初は①「相談機能」と②「広報機能」だけを備えて「小さく生んで」スタートしてもよいのですが、「大きく育てる」部分として、残りの2つの機能③「利用促進機能」と④

「後見人支援機能」の整備に取り組むことが求められています。

センターは、地域の実情に応じて様々な形態があります。中には、中核機関として求められる機能と同様の機能を備えているセンターもあります。センターが、「相談機能」「広報機能」を担っていれば「中核機関」として位置付けることが可能ですが、上述のとおり、以降、残りの2つの機能を段階的に整備、実施していくことが必要となります。

県内市町村におけるセンターと中核機関の関係をみた場合、主に次の3つのパターンがあります。**ア)**以前からセンターを設置しており、センターの業務内容を見直したり確認したりしたうえで、中核機関としての位置付けを行った(両方の位置づけを持つ)。**イ)**中核機関とセンターを同時に新設した。**ウ)**センターを中核機関へと移行し、組織的位置づけとしては従来のセンターは廃止した(廃止しても中核機関の名称として、また住民向け窓口としてセンターの名称は残している場合があります)。

質問②「中核機関を設置したらセンターも設置しなければなりませんか？」

回答②必ずしも設置する必要はありません。相談窓口としては、センターを設置しなくても、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、市町村社会福祉協議会や民間団体の協力を得たり、これらの機関を1次相談窓口とするなどの方法もあります。地域連携ネットワーク及び中核機関は、市町村の状況や資源に応じて構築することとなります。

ただし、センターの設置を検討されているならば、相談機能と広報機能を備えてスタートし、令和6年度までの設置を求められている中核機関の(同時)設置も合わせて検討していただくことが望ましいと考えます。

※厚労省HPの「成年後見制度利用促進ニュースレター第2号」に記述がありますので御参照ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html)

～お知らせ～

県及び県社協の取組みについて

<県>

- (1) 「成年後見制度なんでも電話相談」を今年度も実施します。市町村広報紙への記事掲載を別途依頼いたしますので、御協力をお願いいたします。
- (2) 「市町村長申立研修」を今年度も実施します。
- (3) 「市町村体制整備研修」を実施予定ですが、内容、詳細が決まりましたら周知します。
- (4) 「アドバイザー派遣制度」調整中です。
- (5) 市町村体制整備の相談対応 電話でのお問い合わせで多数対応しております。お気軽にお電話ください。

<県社協>

- (1) 中核機関受託社協等連絡会議を新たに実施いたします。
- (2) 市町村社協法人後見支援員研修会を今年も実施します。

令和4年度埼玉県成年後見制度利用促進協議会の開催報告

標記会議を5月31日(火)13:30から、オンラインにて開催しました。平成30年度の協議会設置以来、4回目の開催となります。今年度も、厚生労働省成年後見制度利用促進室、協議会構成団体、さいたま家庭裁判所・各支部・出張所、中核機関関係団体等から、132団体・約290名の参加をいただきました。

開会あいさつに続き、厚労省成年後見制度利用促進室室長補佐の安蒜丈範氏から、第二期成年後見制度利用促進基本計画のスタートに当たり、概要及び県・市町村が取り組むべき内容等について解説をいただきました。さいたま家庭裁判所部総括判事湯川浩昭氏には、成年後見制度の利用促進に向けて市町村との連携方法、中核機関の運営等についてお話をいただきました。埼玉県三士会協議会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部 司法書士の今井明氏には、埼玉県三士会協議会の取組についてお話をいただきました。

続いて、先進事例の紹介として、東京都町田市社会福祉協議会に研修動画の御提供をいただき、主に成年後見制度中核機関設置と、市民後見養成研修の取組について視聴いただきました。

○町田市社会福祉協議会のホームページの御紹介

町田市社協の事例紹介は大変好評でした。もう一度見たい、資料が欲しい、といった要望が寄せられましたが、御希望に添えないため、町田市社協さんのホームページを御紹介します。

「町田市社会福祉協議会」トップページの「事業のご案内」 「成年後見制度」の各項目を御覧ください。中核機関設立までの取組、また市民後見人現在の取組などについて、御覧いただいた動画の内容をほぼ網羅しています。また、「支援者向け権利擁護検討委員会活用ガイドブック」(冊子)は、大変参考になることと思います。

○参加者のアンケート結果

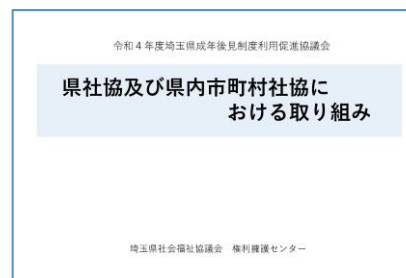
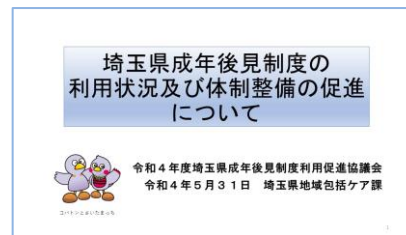
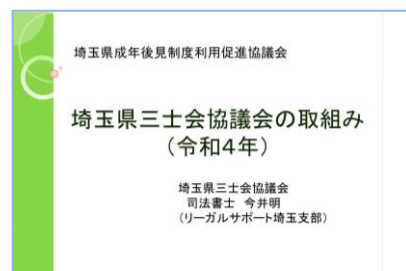
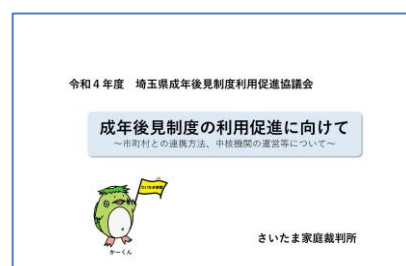
(回答数83件・但し複数名で一件の回答を含む)

Q 今回の協議会は、成年後見制度利用促進に向けて取り組んでいくうえであたり役立つ内容だったと思いますか？

- 非常に役立つ内容だった 15
- 役立つ内容だった 67
- あまり役立つ内容ではなかった 1

回答選択の理由 (一部)

- ・全体像が見えた、大きな目的が理解できたことで今後の取組に役立つ。
- ・第二期計画では、社協を含めた地域連携ネットワークの構築、日常生活自立支援事業との連携、法人後見の推進等があげられている。成年後見制度だけでなく、生活支援も含めた総合的な権利擁護支援への取組みが必要となっていると感じた。



- ・町田市の事例紹介が役に立つ、参考になる。
- ・県内の体制整備状況も併せて把握ができたので、同じ課題を抱える市町村が見えてよかった。体制整備を進める中で情報交換等に活用したい。
- ・三士会協議会から専門家不足の状況を聞いて良かった。相談窓口があると伺って心強い。
- ・中核機関委託先との共通認識形成に役立った。
- ・判断能力のあるうちに任意後見人を選任しておくことの意義と市民後見人の養成、確保のための広報活動の必要性を感じた。

Q 今後はどのような開催方法が出席しやすいですか？

オンライン形式で開催してほしい	52
オンライン・集合両方	23
集合形式	8

その他、研修への御要望など参考にさせていただきます。
御回答ありがとうございました。

■地区協議会の開催について

令和4年度の幹事市町村は、次のとおりです。

[さいたま地区] 和光市 [越谷地区] 三郷市 [久喜地区] 宮代町 [川越地区] 鶴ヶ島市 [飯能地区] 毛呂山町 [熊谷地区] 深谷市 [秩父地区] 小鹿野町

新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、集合開催による相互の意見・情報交換も御検討ください。成年後見制度の利用促進、体制整備を進める観点から、早期の着手、早期の開催（夏～12月）をお願いします。

※令和3年度の開催状況は、前号のニュースレターVOL7（2月発行）を御覧ください。

さいたま家庭裁判所・県・県社協 連絡先

	本庁後見センター	越谷支部後見係	川越支部後見係
各家庭裁判所	担当：主任書記官 柏木 TEL：048-863-8816	担当：主任書記官 菅原 TEL：048-910-0123	担当：主任書記官 松下 TEL：049-273-3041
飯能出張所	熊谷支部	秩父支部	久喜出張所
担当：主任書記官 深沢 TEL：042-972-2342	担当：主任書記官 飯田 TEL：048-500-3113	担当：主任書記官 石塚 TEL：0494-22-0226	担当：主任書記官 関根 TEL：0480-21-0157
埼玉県福祉部地域包括ケア課		埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	
担当：川端、松山、大野 TEL：048-830-3251 FAX：048-830-4781		担当：神谷、高山、小嶋 TEL：048-822-1194 FAX：048-822-1406	